



介護保険料・介護保険制度のお知らせ

問い合わせ／長寿いきがい課介護推進担当 (内線2673・2675)

平成29年度の介護保険料を7月に通知

介護保険は、介護を必要とする方とその家族を支える制度です。安定的な運営のため、期日内の納付をお願いします。

納付方法は、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

(1) 特別徴収(年金天引き)

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金等が年額18万円以上ある方は、年金の支払いの際に保険料が天引きされます。

ただし、最近鴻巣市へ転入してきた方や65歳を迎えたばかりの方等は、すぐに年金からの天引きが開始されません。しばらくの間、普通徴収での支払いをお願いします。

(2) 普通徴収(納付書又は口座振替による納付)

(1) 以外の方は、納付書

又は口座振替によるお支払いをお願いします。保険料は、7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。

口座振替をお勧めします

手続き方法／口座番号の分かるものと通帳印を持参のうえ、長寿いきがい課・両支所福祉グループへ

40歳～64歳の方の介護保険料

介護保険は、40歳以上のすべての方が加入者となります。40歳～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括で納めます。

介護保険負担限度額の認定

低所得の方が施設を利用する際、食費・居住費が軽減される「負担限度額認定」の制

度があります。認定を受けるためには申請が必要です。既に認定証をお持ちの方／有効期限は7月末です。「更新のお知らせ」を6月に送付しましたので、引き続き施設サービスを利用する方は、申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて7月中旬に手続きしてください

介護保険サービス利用者負担額助成金事業

(鴻巣市独自給付)

在宅で介護保険を利用して65歳以上の方のうち、次の要件に該当する方には、利用者負担額の2分の1を支給します。支給を受けるためには、申請が必要です。既に支給されている方の再申請は原則不要です。

対象／次のすべてを満たす方
○介護保険料の所得段階が第1～3段階(住民税世帯非課

税)の方 ※平成29年度の所得段階は7月中旬に送付する介護保険料決定通知書をご覧ください ○介護保険料の滞納がない方 ※生活保護受給者を除く

助成額／利用料(利用者負担額)の2分の1 ※高額介護サービス費受給者は、利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額の2分の1申込み/印鑑(認印)と振込みを希望する方の通帳(本人又は家族名義)を持参し、長寿いきがい課介護推進担当、又は両支所福祉グループ

介護保険負担割合証の送付

要介護認定を受けている方全員に利用者負担割合(原則1割)を記載した「負担割合証」を7月末までに送付します。 ※同一世帯の65歳以上の方全員の年金収入及びその他の合計所得の合計が一定以上の場合、利用者負担割合は2割となります



エルミここのすで電気自動車が無料で充電できます!

エルミここのすショッピングモール4階屋上駐車場に電気自動車の急速充電器を設置しています。お買い物や映画鑑賞などの合間に充電できますので、電気自動車をお持ちの方はぜひご利用ください。



問 環境課環境計画担当 (内線3125)

民生委員・児童委員を委嘱

7月1日から民生委員・児童委員を新たに委嘱しました。

氏名	地区
青山 孝子さん	加美2丁目7番～11番
間中 馨さん	宮地5丁目

問 福祉課社会福祉担当 (内線2608)

